

令和8年3月25日

職員各位

社会福祉法人与謝郡福祉会
理事長 四宮功雄

令和8年度職員処遇改善の実施方針について

職員の皆様におかれましては、日々、質の高いケアの提供に尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

現在、国において介護職員の処遇改善に向けた補助金および令和8年6月からの介護報酬改定が段階的に進められています。当法人における現時点での対応方針を以下の通りお知らせいたします。

記

1 国の補正予算による補助金の還元について

令和7年12月から令和8年5月までの半年間を対象として実施される国の特例措置「介護職員等処遇改善支援補助金」については、以下の通り還元を行います。

- 賃金への還元：補助金の大部分を原資として、令和8年6月支給の賞与時に上乗せして支給いたします。支給額は、法人の算定規定（職務、雇用形態、勤務実態等）に基づき決定します。
- 職場環境の整備・改善への充当：将来にわたり安定的な処遇改善を継続するため、本補助金の一部をICTの研修や諸規程の整備等、職員の皆様がより働きやすい環境を構築するための経費に充当いたします。

2 令和8年6月からの報酬改定に伴う処遇改善について

令和8年6月の介護報酬改定（制度の抜本的な見直し）に伴い、当法人ではさらなる処遇改善を計画しております。

- 基本方針：補助金（半年間）による一時的な改善に留まらず、6月以降も継続的な賃金水準の向上（ベースアップ等）を図るべく、新制度への移行準備を進めております。
- 詳細の通知：国の改定詳細に基づき、理事会承認および京都府等への計画書提出を経て、6月中旬以降に詳細な処遇改善計画（月給・諸手当への反映内容等）を改めて通知いたします。

本件は、現時点での政府方針に基づく予定であり、詳細が確定次第、速やかに共有いたします。

以上